

国民健康保険税の税率・課税限度額を改正します

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者（被保険者）が国民健康保険税（保険税）を出し合い、お互いに助け合う制度です。

しかし、市ではその財源が大変厳しい状況にあり、これまで加入者の負担を抑えるため、収入の確保や基金（国保特別会計の貯金）からの取り崩しで運営を行ってききましたが、限界となっています。

そこで、以下の通り平成24年度から保険税の税率を変えることで不足分を補い、それでも不足する分について、一般会計から繰り入れを行うことにしました。

加入者の皆さんには、更なるご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【国民健康保険税の改正内容】

区 分		税率・税額					
		医療分		後期高齢者支援金分		介護分(40歳～64歳の方)	
		23年度まで	24年度	23年度まで	24年度	23年度まで	24年度
①所得割額	加入者各個人の平成23年中の所得から33万円を引いた金額に右の税率をかけます。	5.0%	6.7%	1.9%	2.4%	2.3%	2.2%
②資産割額	平成24年度の固定資産税（都市計画税を除く）のうち、土地と建物にかかる金額に右の税率をかけます。	19.0%	19.0%	8.3%	8.3%	5.6%	5.6%
③均等割額	加入者の人数に応じて計算します。右の金額は、一人あたりの1年間にかかる金額です。	20,400円	23,400円	7,200円	8,400円	7,800円	8,400円
④平等割額	加入世帯を一単位として計算します。右の額は、1世帯あたりの1年間にかかる金額です。	22,800円	27,600円	6,000円	7,200円	7,800円	7,800円
課税限度額	1世帯につき、医療分・後期分・介護分でそれぞれ1年間に課税される限度額です。	47万円	50万円	12万円	13万円	9万円	10万円

※保険税額＝医療分（①＋②＋③＋④）＋後期分（①＋②＋③＋④）＋介護分（①＋②＋③＋④）

【改正となった要因】

○保険税の減収

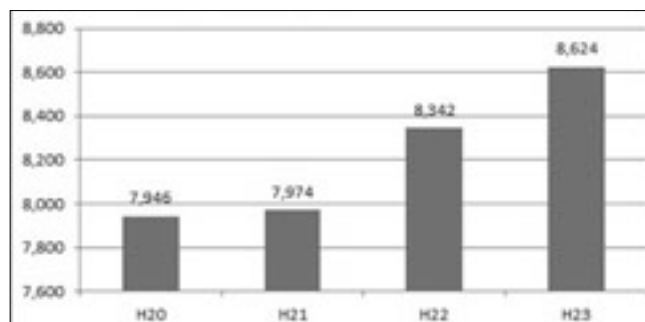
高齢者の加入が多いといった国保制度上の問題に加え、景気停滞に伴う所得水準の低下により、保険税の収入額が年々減少しています。

○医療費の増加による国保財政圧迫

国保加入者一人当たりの医療費は年々増え続けています。原因としては、加入者の高齢化や医療技術の高度化などが考えられ、今後も増加が見込まれます。

国保では、皆さんが医療機関の窓口で支払う自己負担分（1割～3割）を除いた、残りの医療費（保険給付費）を負担しており、この増大する医療費が国保財政を圧迫しています。

保険給付費の推移（単位：百万円）



【平成24年度国保税率の改正】

これまで市では、基金を取り崩し不足分を補ってききましたが、基金も底をつき、現行のままでは、今後の2年間で約15億円の財政赤字が見込まれています。

この収入と支出の格差をなくし、十分な医療サービスの提供を続けるため、平成24・25年度に限り、一般会計から国保特別会計への繰り入れ（2年間で3億5600万円）を行うとともに、国保税率などを改正し、加入者の皆さんにも応分の負担をお願いします。

基金残高の推移

年度(平成)	年度末基金保有額 (単位：百万円)
20年度	1,217
21年度	1,100
22年度	714
23年度	206

【今後の増税を防ぐために】

今回の改正で、一時的に国保財政が改善されても、医療費が増加し続ければ、再びの増税は免れません。市では、「保険税の収納率向上対策（催告の強化、口座振替・コンビニ収納促進）」、「医療費の適正化対策（特定健康診査の受診率向上、ジェネリック医薬品の利用促進）」を柱として、財政健全化に向けた取り組みを積極的に行います。

また、医療費の増加を抑えるには、加入者一人一人の医療費節約に向けた心掛けが必要です。定期的に健康診断を受け、健康な体を維持しましょう。また、休日・夜間の受診を控えるなど、ちょっとした心掛けで医療費を節約することができます。

健康で規則正しい生活を送ることも、医療費の抑制につながります！



国民健康保険税納税通知書を7月13日（金）に発送します

納税通知書は世帯主の方に送付します。国保では世帯主が社会保険などに加入していても、世帯の中に国保の加入者がいる場合は、世帯主に納税義務が生じ、納税通知書は世帯主に送られます。

また、保険税を特別な事情もなく滞納し、納付相談にも応じない場合は、被保険者証から資格証明書などへの切り替えとなります。納期限内の納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

※保険税の納付には、便利な口座振替をご利用ください

●特別徴収（年金からの天引き）と口座振替

以下の条件に当てはまる場合は、保険税が世帯主の年金からの天引きとなります。

- ① 国保に加入している世帯主の年金が年額18万円以上である
- ② 世帯主も含めて、世帯内の国保加入者全員の年齢が65歳から74歳までである
- ③ 世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が、年金額の2分の1を超えない

ただし、上記に該当する場合でも、保険税を確実に納められる方は、納付方法を口座振替に変更することができます。

また、所得税および住民税の社会保険料控除について、特別徴収の場合は年金から天引きされた方が、口座振替で納付した場合は、実際に保険税を支払った方が控除を受けることができます。

●保険税の軽減措置

- ① 前年の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合は、均等割額、平等割額が軽減になります。収入の無い場合でも所得の申告をしてください。
- ② 災害または盗難などにより、住宅や家財などに損害を受けた時は、減額、または免除になる場合があります。
- ③ 倒産・解雇などの非自発的理由で離職し、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者である場合には、国保税の軽減措置があります。軽減を受けるには申請が必要です。

■問合せ

国保の制度、給付について 医療保険課国保係 ☎（20）3024

保険税の計算について 市民税課税政係 ☎（20）3007

保険税の口座振替、納付相談について 収納課収納管理係・納税係 ☎（20）3010

資格証明書、短期被保険者証について 医療保険課収納対策係 ☎（20）3024